

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく
泉北環境整備施設組合
障害者活躍推進計画

令和7年4月1日

泉北環境整備施設組合

泉北環境整備施設組合における 障害者の雇用の促進等に関する障害者活躍推進計画

泉北環境整備施設組合における障害者の雇用の促進等に関する障害者活躍推進計画（以下「本計画」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。）第7条の3第1項に基づき、泉北環境整備施設組合が策定する障害者活躍推進計画です。

1 機関名

泉北環境整備施設組合

2 任命権者

管理者 辻 宏康

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

4 泉北環境整備施設組合における障害者雇用に関する課題

泉北環境整備施設組合には、対象となる職員が在籍中で、法定雇用障害者数は達成しており、採用、定着状況ともに順調と考えている。しかし、退職等で対象職員が減少していく中、今後の採用計画が課題である。

5 目標

- （1）採用に関する目標 当該年度法定雇用障害者数を下回らない。
- （2）定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせない。

6 取組内容

（1）障害者活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として人事担当部長を選任し、障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわらず、障害者である職員の相談窓口を人事担当課に設定する。

（2）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。

なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。

②特性や希望に応じて能力を発揮できる業務を提供する。

③募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること。」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

7 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。